

# 働き方改革 セミナー

～非正規労働者の処遇改善～

日時

2018年

11月27日 火 13:30-16:30

大阪府教育会館 たかつガーデン 大阪市天王寺区東高津町7-11

講師

弁護士 山田長正 氏(山田総合法律事務所)

講師ご紹介

弁護士 山田長正

概要

6月1日、「同一労働同一賃金」に関する初の最高裁判決が出され、一定の判断基準が示されました。

6月29日、働き方改革法案が成立し、正規と非正規労働者間の「不合理な待遇差の解消」は企業の負う責務となり、早急な対応が迫られています。

◆非正規労働者の処遇改善～同一労働同一賃金を中心に～  
「不合理な差」の判断基準

- ①職務内容と責任の程度
- ②人材活用の仕組みと内容
- ③その他の事情

労働者に対する待遇に関する説明の義務化  
近時の裁判例

神戸大学大学院法学研究科卒業。  
大阪弁護士会に所属し、山田総合法律事務所を開設。  
企業法務を中心に、特に使用者側の労働問題を専門分野としてご活躍。

受講料

会員1名様10,000円(一般15,000円)



お申し込み  
お問い合わせ

一般社団法人大阪府雇用開発協会

お申し込みは裏面の申込書にご記入のうえFAXにてお願いします。

TEL06-6942-5010 FAX06-6942-5020 担当:伊藤美起

# 受講申込書

平成30年度雇用管理セミナー  
「働き方改革」セミナー

平成30年11月27日(火) 13:30~16:30  
たかつガーデン 3階 カトレアA

## FAX (06) 6942-5020 (送信票不要)

一般社団法人大阪府雇用開発協会あて

事業所名 又は 団体名		
所在地 及び 事務担当者	〒	
	担当者(役職・所属部署名) _____	
	氏名 _____	
	TEL ( )	FAX ( )
受講者	役職・所属部署名	氏名
業種	・建設業 ・製造業 ・卸売、小売業 ・サービス業 ・その他の業種	
規模	・ ~30人 ・31人~100人 ・101~300人 ・301人~	

※定員(20名)に達し次第締め切ります。(受講人数が10名に満たない場合は中止することがあります)

※開催日の2週間前を目途に、順次、受講票等をお送りいたします。

※ご提出いただいた個人情報は、当該セミナーの開催にかかわること以外に使用することはありません。

一般社団法人 大阪府雇用開発協会

〒540-0012 大阪市中央区谷町3-1-9 MG大手前ビル2階 TEL (06) 6942-5010 担当: 伊藤
---